

要綱案の取りまとめに向けた検討（２）について

2026年7月22日

経済産業省 産業組織課

5 1. 株主総会の在り方に関する規律の見直し

(1) 株主総会のデジタル化

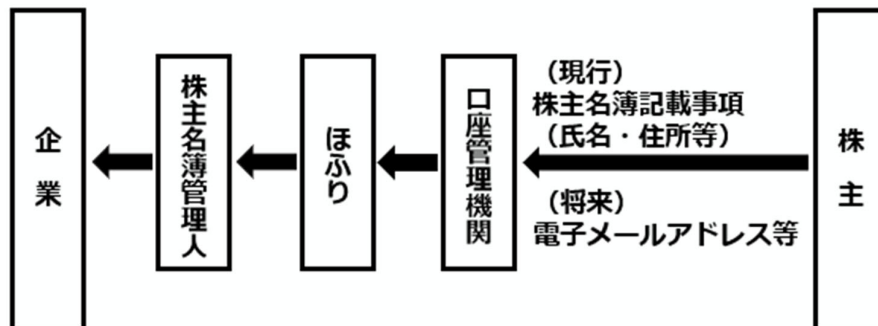
書面交付請求制度の廃止は、低水準な利用率や、書面交付請求に対応する企業の人的・金銭的成本を軽減する観点やデジタル化の潮流を踏まえると適切。

株主数が1,000人以上である場合に対して、電磁的方法による議決権行使のみを可能とすることも、企業の事務負担軽減やデジタル化の潮流を踏まえると適切。

（資料4頁、第3.3）メール等の電磁的方法による招集通知の促進のための新たな規律の導入は、企業の経済的コスト軽減だけでなく、社会全体での環境負荷の軽減の観点からも必要。

「誰が、株主の電子メールアドレスを収集すべきか」、主体が論点となるが、現在の上場会社における株主情報把握の実態としては、株主が口座管理機関に届け出たものがほふりを経由して、株主名簿管理人、企業に伝達される仕組みであり、株主名簿管理人は基準日以外では株主情報を適時に把握できておらず、株主も保有銘柄の株主名簿管理人を把握していないことが多いとされる。こうした実態を踏まえ、①株主の利便性、②より効果的にアドレス収集するという本来の目的に鑑みて、株主のアドレスを収集する主体としては（株主名簿管理人よりも）口座管理機関が適切。

但し、収集に伴うコスト・負担を、口座管理機関だけに負わせない配慮は必要。例えば、コスト削減メリットを享受する企業が、その一部を口座管理機関に支払う方法の検討が考えられる。



(2) 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

事前の議決権の行使がされた場合における株主総会決議を合理化する制度において、株主に反対機会を付与することについては、慎重に議論すべき。理由は、①株主総会決議を合理化し、株主との率直かつ建設的な対話を促進する制度趣旨を後退させるものであり、②また、株主総会の運営を複雑化させる。取締役の説明義務の明確化や、取締役が十分に説明に応じるような規律を設けることで足りる。

総会に出席していない株主による事前の議決権行使により決議要件を満たした場合に、議長が可決を宣言できる旨の規定は、合理的。総会当日の出席株主による議決権行使を踏まえてもなお決議結果に影響がないことが確保されていることを踏まえると、株主の権利への影響は相対的に高くない。

(3) 株主提案権等に関する規律の見直し

(資料 29 頁、第 5.1) 議決権数の要件 (300 個以上の議決権) を廃止する案は、「1%を遙かに下回る株主による、企業価値の向上に繋がると思われない株主提案」が散見される実態に鑑み、株式分割による投資単位の引下げへの障害を除去する観点からも適切で、賛成。

一方で、経営陣に対して、株主からの経営改善のための適切な規律付けも重要。「諸外国と比較して日本だけ、株主提案できる現実的な可能性が著しく小さい」と誤解されないよう、300 個に代わる何らか適切な代替要件の検討も否定はしない。その代替要件があれば、「議決権数の要件の廃止に社外取締役が取締役会の過半数を占める」等の条件までは不要。

行使期限については、株主提案に対する企業の対応事項や実務上の負担等に関する企業の実態を踏まえての検討が期待される。

(資料 35 頁、第 5.3) 業務執行事項に係る定款変更議案を制限する案は、会社の根本事項とは思われない、業務執行事項までもが定款に記載されることで、柔軟かつ迅速な経営に支障を来すおそれがあることや、諸外国の関連制度を全体として比較したイコール・フットイングの観点からも適切で、賛成。

加えて、経営陣に対して、株主からの経営改善のための適切な規律付けも重要と考えるから、上場会社が株主提案を拒絶した旨を株主総会参考書類の記載事項とする案も有益。この工夫で、企業価値の向上に繋がり得る株主提案を、取締役会だけの判断で株主に提案しない事態への規律が働くと期待される。勧告的決議の提案権まで認める必要は無い。

提案内容が制限される「業務執行事項」の基本的な考え方として、「取締役等の

裁量を拘束することが、会社全体の利益を害するもの」との大きな方針も適切。但し、具体的な列举事由については、もう一段の精査が必要。例えば、日常的な事業運営に関する事項（商品・サービスのラインナップ、在庫の管理方法、従業員の採用人数等）や、提案株主が利害を有する事項（個人的な権利の主張・不平不満や、提案株主に利益を与えるもの等）については制限の対象とすべき。

臨時株主総会の招集請求権の行使要件を、諸外国と同程度の議決権保有割合に引上げることは、総合的なイコール・フットィングの観点から適切。少なくとも大量保有報告書の提出義務（株券等保有割合 5%超）と同程度に引き上げることは必要。

(4) 会社法第 316 条第 2 項に規定する調査者（2 項調査者）制度の見直し

（資料 43 頁、第 6.1）2 項調査者制度の規定を削除することには賛成。

一方で、不正の疑いがある株式会社それ自身が、恣意的な調査を行うおそれに対して、株主側からの対抗手段の存在も、前提条件として「厳格な濫用防止の措置」が講じられれば、経営者への規律確保の観点からも有益。この濫用防止の措置は、株主等による会社の技術・情報の不正な獲得・活用の予防にも繋がる。

部会資料 14 の御提案は、この考え方に概ね沿い、2 項調査者制度の実質的な機能を、業務検査役制度に統合するものと理解しており、「厳格な濫用防止の措置」の具体的な内容が極めて重要。

例えば、①業務検査役の（提案株主から）中立性や公平性を確保する措置や、②会社の利益を害する場合には調査結果を株主に通知しない措置に加え、③不正行為や法令・定款違反を要件とすることで調査の必要性が乏しい（にもかかわらず企業に多大な人的・金銭コストを課す）ものを除外する措置、④会社の事業運営に支障をきたす調査に対する会社から裁判所への拒否 申立てできる措置、⑤業務検査役を株主代表訴訟の対象に追加する措置も必要。